

(4)(財)金沢芸術創造財団ホール自主事業補助金

所 管	都市政策局	国際文化課	
補 助 目 的	音楽、舞踊、演劇等の芸術文化の創造に関する事業を積極的に企画実施し、市民の生涯にわたる芸術文化の土壌を醸成するとともに金沢市の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。		
概 要	音楽、舞踊、演劇等の芸術文化の創造に関する事業を積極的に企画実施を行う自主事業費の補助を行う。		
交 付 先	(財)金沢芸術創造財団		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根拠法令	予算措置		
算定方法等	補助金額は要望を受け、予算編成の中で算定		
金額(千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総事業費	37,311	49,320	28,978
補助対象経費	37,311	49,320	28,978
補助金額	16,602	20,900	11,650
補助開始時期	平成5年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①実施する自主事業内容の見直しが必要である。

(財)金沢芸術創造財団では、音楽、舞踊、演劇等の芸術文化の創造に関する事業を実施し金沢市の芸術文化の振興に寄与することを目的として自主事業を企画し、実施している。この芸術文化振興という点から判断すると、公益性について問題はないと言える。そこで、(財)金沢芸術創造財団にて実際に実施されている自主事業の内容を見ると、「鑑賞型」と「参加・育成型」の2つの種類に区分され、平成17年度では、次のような事業が行われている。

②補助金のあり方を運営費補助から事業費補助に切り替えるべきである。

現在の補助金額は協会事務局の人工費と一般経費を対象とし、その全額とされている。これはいわゆる運営費補助といわれるものであり、補助を受ける側が自助努力により効率化を行う誘因がなく、毎年継続して同じような支出が繰り返されてしまうという欠点がある。原則的には、運営費補助はできるだけ廃止して事業費補助に切り替えるべきである。

金沢市観光協会全体の事業規模はかなり大きなものであり、協会の自助努力により事務局運営費を随える組織に徐々に誘導することは可能であると思われる。そのための方策として、協会の事業から補助対象事業を選定し、事業費補助に切り替えるべきである。

付するには、より市民の芸術に対する意識・理解の向上のために財政的支援を受けなければ実施が困難な自主事業を中心とした実施内容の見直しが必要であると考える。

(5)公共事業関連土地改良事業費

所 管	産 業 局	農林基盤整備課	
補 助 目 的	公共事業に関連して改良された土地等について発生した費用の一部を負担する		
概 要	改良された土地に関する換地業務、公共性の高い水門・バルブライン等の修繕業務		
交 付 先	清水町農業生産協同組合 他4件		
補助金の性格	□ 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	農林業等に関する補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	各事業について、要綱に定められた補助率を補助対象経費に乘ずる		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	30,603	14,396	18,659
補助対象経費	30,603	14,396	18,659
補 助 金 額	19,840	10,970	12,780
補助開始時期	昭和54年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①迅速な効果測定が必要である。

修繕工事等について、修繕前と修繕後の写真は起案書類の中に添付されているが、その修繕の状況を示すもの等は一切存在しない。平成17年度の修繕における効果測定は1年間経過をみて、平成19年度に実施されることである。

確かに、修繕における詳細なデータを分析するには、その後1年間程度の経過をみる必要があると思われる。しかし、修繕によりどのようなところが改善され、結果どのような効果が見込まれそうか、といったことについては、修繕後の実地調査にて記録しておく必要があると思われる。

また、添付されている写真についても、見た限り、修繕後の状況が修繕前と比べてどのように変わったかが分からないものが見受けられた。事務形式的に写真を撮るのではなく、どのように修繕がなされたかが分かるように工夫して写真を撮るとともに、添付する写真にコメントを付すなどして、その内容が分かるようにしておくべきであると思われる。

【平成17年度ホール自主事業実績】

種類	実施日	事業内容	会場	入場者
鑑 賞 型	6/23	シリーズ日本の至芸第10回「人間国宝 山勢松韻・琴唄と箏のしらべ」	アートホール	193
	7/10	ファミリーアタター しまじろううみのだいぼうけん	観 光 会 館	3,107
	8/19	アートホールクラシック 2005 15人の新進演奏家によるコンサート	アートホール	258
	9/20	劇団四季ファミリーミュージカル「魔法をすてたマジョリン」	文化ホール	811
	10/14	2005 ビエンナーレいしかわ秋の芸術祭参加事業	観 光 会 館	865
	10/24	佐藤しのぶソプラノリサイタル	文化ホール	767
	3/17	宝くじ文化公演 イルカアコースティックコンサート	アートホール	295
		天満敦子ヴァイオリンリサイタル「望郷のパラード」、「北の宿から」ほか	アートホール	295
		第15回市民間香煎 志野流香道金沢 橋本一枝	鑑賞型計	6,296
		金沢ユースオーラスクリスマスコンサート	文化ホール	201
参 加 ・ 育 成 型	12/19	フレッシュコンサート2005 オープンセッション(応募25名、合格8名)	アートホール	250
	12/23	フレッシュコンサート2005 オープンセッション(応募25名、合格8名)	アートホール	70
	2/18	フレッシュコンサート 2005 in KANAZAWA (ゲスト 裨島律子)	アートホール	193
	3/5	第6回 日本舞踊の世界	アートホール	255
	3/18	2005 金沢モダンダンスコンサート 現代舞踊公演	文化ホール	435
			育成型計	1,404
		総合計	7,700	

上記のホール自主事業の内容をみると、「鑑賞型」、「参加・育成型」の両者とも入場者数からみて、目的とした芸術文化の振興に効果が現れていると考えられる。しかし、「鑑賞型」の実施内容は一般の事業者が実施しているコンサート等と変わらず、あえて(財)金沢芸術創造財団が自主事業として実施する必要性は比較的乏しいと考えられる。むしろ、一般の事業者の実施が収支計算上は困難であると考えられる「参加・育成型」を中心として実施していくべきであり、これら事業をより多く実施していくことにより、市民の芸術への直接的な参加機会が増え、ひいては市民の芸術文化の振興にも役立っていくと考えられる。そしてそこに、金沢市が関与する意義が見出せることになる。

金沢市が(財)金沢芸術創造財団の自主事業に対して公益性があるとして補助金を交

7. その他

(1)私立幼稚園等運営費補助

所 管	教育委員会	教育総務課	
補 助 目 的	教育条件の維持向上、保護者の経済的負担の軽減及び幼稚園経営の安定。		
概 要	私立幼稚園に対する運営費(人件費、教育研究費)の補助。		
交 付 先	私立幼稚園 北陸学院幼児研究所等 38園		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	金沢市私立学校運営費補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	予算で定められた補助金額の60%を各幼稚園に均等に交付し、30%を各幼稚園の学級数、10%を各幼稚園の園児数の割合に応じて交付する。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	118,016	3,497,145	3,387,454
補助対象経費	118,016	2,053,471	2,087,233
補 助 金 額	115,296	112,990	112,412
国、県からの補助金額	—	994,967	970,769
補助開始時期	昭和40年度以前		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①支出の適正について監督が必要である。

本補助金の対象経費は、人件費及び教育研究経費であるが、その使用状況について、きちんと市による監督がなされているとはいえない。

市として、各幼稚園が雇用している職員数などについては報告を受けているが、具体的に誰にいくらの人件費が支出されているか、証拠を確認していないどころか、報告さえも受けていない。

市としては、目的外の経費に本補助金が支出されていないかを、より厳格に監督すべきである。

②補助金額の算定方法についての検討が必要である。

ア) 本補助金の補助対象経費は、人件費と教育研究経費であるが、補助対象経費の額を無視して補助金額は定められている。長年に亘り、慣例によって、予算で定められた補助金額の60%を各幼稚園に均等に交付しており、補助対象経費の多寡、幼稚園の規模の大小にもかかわらず、各幼稚園が受け取る補助金額に大差がない現状にある。

②補助事業者の他の補助金収入の状況を把握すべきである。

公共事業の性質によっては、補助事業者が金沢市からの補助金のほかに、石川県等から補助金を受け入れている可能性があるが、そのような状況については、市は把握していない。

当該補助金は、金沢市単独の制度により支出されているものであり、金沢市としては交付要綱に基づき支出されれば何ら問題はない、という考えもある。しかし、結果として過剰な補助金を受け入れている補助事業者がいる可能性があることも否定できない。他からの補助金の収受の状況を把握すべきである。

(2)国際機関等との連携による国際協力方策等調査事業補助金

所 管	都市政策局	企画課
補 助 目 的	国連大学との連携により、環境分野における調査・研究等の事業を推進する。	
概 要	平成8年(1996)10月3日、国連大学と(財)石川県国際交流協会が締結した協定に基づき、石川県と金沢市が共同で支援するいしかわ国際協力研究機構に、国連大学から専門家及び研究員を受け入れ、国連大学及び国連大学高等研究所とともに各種連携事業を行う。	
交 付 先	(財)石川県国際交流協会	
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input type="checkbox"/> 市単独
算 定 方 法 等	1. 調査事業費、協力事業費、運営費のうち人件費を除く…石川県：50%、金沢市：50% 2. 運営費のうち人件費…出向者人件費実績(100%)	
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度
総 事 業 費	58,856	49,316
補助対象経費	58,856	49,316
補 助 金 額	24,901	23,165
国、県からの補助金額	33,955	26,150
補助開始時期	平成9年度	
補助終了予定時期	終期設定なし	

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

国際機関との連携により、環境分野における金沢市の取り組みを全国・全世界に発信するという目的で補助金を支出することは、昨今の環境問題に関する関心の高まりから判断すると補助金として支出する意義はある。

①市民への研究、及びその成果に関する情報発信を積極的に進めたい。

研究テーママである環境問題は、市民にとつて身近で重要な問題であり、この研究による問題点等について、広く市民に認識してもらうことが重要であると考えられる。いしかわ国際協力研究機構では、国際理解と協力への関心を高めるため、平成17年度では以下のセミナー等を開催している。

イ) しかしながら、補助の対象である、人件費、教育研究経費などは、各幼稚園により大きな差がある。にもかかわらず、補助対象経費の多寡を無視して、補助金額の60%を各幼稚園に均等に分配することが公平で合理的であるかについては疑問である。

本補助金が、教育条件の維持・向上の動機付けとなるためには、人件費や教育研究費を多く必要とする幼稚園には、それに応じて、高額の補助金を交付するのが合理的である。

ウ) また、補助金額の60%を幼稚園の規模を考慮せずに各幼稚園に均等に交付することについても疑問の余地がある。

種々に、幼稚園の運営にはその規模にかかわらず、一定のコストがかかるため、規模に応じて補助金を交付することは、小規模幼稚園の経営を圧迫する恐れが高いという問題がある。

しかしながら、本補助金は、各幼稚園の経営状況については考慮せずに交付されるものであり、また、対象経費が人件費及び教育研究経費とされている。このような事情からして本補助金は、小規模幼稚園の経営の安定という目的を達成するためにふさわしいものではない。真に小規模幼稚園の経営の安定を図る公益上の必要性があるのであれば、本補助金の60%を均等割りに交付するという方法ではなく、各幼稚園の経営状況に応じて補助金など、別の方法を検討すべきである。

エ) 以上からして、各幼稚園に交付する補助金額の算定方法については見直しが必要である。

③補助金の目的の明確化、それに応じた補助方法について検討が必要である。

私立幼稚園に対しては、国から大きな補助金が交付されており、それに加えて、市が本補助金を交付することについては、どのような必要性があるかについては、きちんと吟味されているとはいえない。

本補助金が、人件費と教育研究経費に限られているところからすると、経営の安定については国の補助金に委ね、国の補助金ではカバーできない教育条件の維持向上を図ることが主たる目的であると考えられる。

しかし、そうであるならば、本件のような一般的な補助よりも、個別の教育条件の向上に対する補助の方が合理的でないかどうかを検討する必要があるところである。

また、具体的にどのよう本補助金が教育条件の維持向上に資しているのかにつき実績報告を受け、本補助金が目的外に支出されたいないかどうかをきちんと監督する必要がある。

(3) さつまいも貯蔵施設整備事業費

所 管	産業局	農業センター
補助目的	高品質のさつまいもとして評価の高い『五郎島金時』の長期保存を可能にすることにより、長期安定的な出荷体制を確立させるため	
概要	『五郎島金時』の長期保存が可能となる高度なキュアリング貯蔵施設の整備助成	
交付先	金沢市農業協同組合	
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input type="checkbox"/> 市単独
交付要綱	農業等に関する補助金交付要綱	
算定方法等	農業等に関する補助金交付規則により、補助対象経費の7/10を限度として補助。 農業等に関する補助金交付要綱により、上記のうち5/10を国が、1/10を市が補助する。	
金額(千円)	平成15年度	平成16年度 平成17年度
総事業費	—	— 284,445
補助対象経費	—	— 268,982
補助金額	—	— 26,890
国、県からの補助金額	—	— 134,491
補助開始時期	平成17年度(単年度)	
補助終了予定時期	平成17年度中に終了	

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①補助金支出につき、石川県と公平な負担関係を構築することが必要である。

当該補助金の交付目的は、金沢市の特産品である、さつまいも『五郎島金時』の長期保存を可能にすることにより、市場価格を安定させて栽培農家の経営を安定化させること、及び実需者の要求する数量・品質・出荷時期を満たして、『五郎島金時』の広域販売を可能にすることにある。このことからすると、当該補助金による受益者は、補助対象事業者である金沢市農業協同組合(以下、農協)と、金沢市内の栽培農家、そして最終消費者であるといえる。

ここで、「農業等に関する補助金交付要綱」(平成17年4月1日施行)によると、当該事業についての補助金負担については、その総額の1/2を国が、そして1/10ずつを石川県と金沢市が負担することとなっていたが、石川県は補助金を交付していなかった。理由を所管課にヒアリングしたところ、石川県は平成17年度から山間地の事業については補助するものの、平坦地の事業については補助の必要性がないと判断し、補助金交付を取りやめたとの回答を得た。

名称	テーマ	実施日	参加者数
1. 国連大学グローバルセミナー	「人間の安全保障・国連・国家・社会の役割」	平成17年11月23～26日	31名
2. 国際シンポジウム	「金沢大学 COE - IICRC 国際シンポジウム」	平成18年3月9日	84名
3. いしかわラウンドテーブルセミナー	「現状に即応する制度と新たな環境政策」	平成17年4月25日	7名
4. いしかわラウンドテーブルセミナー	「里山の保全・東南アジアと日本の経験」	平成17年10月8日	25名
5. 国際環境問題についての出前講座	「国際法における先住民、生物多様性、関連伝統知識の保護」	平成17年7月28日	18名
6. 国際環境問題についての出前講座	「生物多様性保全における先住民、地域住民及び伝統的知識の役割」	平成18年1月19日	10名
7. 国際環境問題についての出前講座	「世界における森日本海地域の役割と将来」	平成18年1月27日	9名

上記のようにセミナー等の開催は行われているものの、参加人数をみると、広く一般市民が参加している状況にあるとは言えないと考えられる。

研究内容については専門性が要求されるため、すべてのセミナー等に市民が出席するということは必要とはいえないと考えられるが、市民が環境に対する意識を高めるという点で考えると、例えば、開催日が平日に行われており、一般の市民にとつては参加することに制約があるため、週末に開催する等の方策を採っていくべきであると考えられる。

こうした補助金の場合には、その支出に公益的意義はあるものの、支出の効果が市民からは分かり難い。研究の成果について市民に広く公開する機会を持つことにより、市民が関心を持ち、その意識が高まって初めて補助金が活きていえるよう。

なお、このことは、第一義的にはいしかわ国際協力研究機構が行うべきであるが、金沢市も積極的に指導するとともに、市広報などを活用して情報発信の支援を行っていくことも必要ないかと考えられる。

(4)木の家づくり奨励事業費

所 管	産業局	農林基盤整備課	
補 助 的 概 要	建物における木材の利用の促進を図る 木造個人住宅の建築において、県内産のすぎ柱を50本以上使用する場合に、申請者に対して補助金を交付する。		
交 付 先	個人91件		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	金沢市木の家づくり奨励金交付要綱		
算 定 方 法 等	県内産杉柱使用本数×2,800円。但し、総額で250,000円を限度とする。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	7,551	15,049	18,038
補助対象経費	7,551	15,049	18,038
補 助 金 額	7,551	15,049	18,038
補助開始時期	平成15年度		
補助終了予定時期	平成20年度		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①金沢市が補助すべきものであるか、検討する余地がある。

当該補助の目的は、建物における木材の利用を促進し、以って林業の衰退に歯止めをかけることにある。当該目的のために補助金を交付すること自体は公益上必要なものと認められる。しかし、木材の対象が市内産の杉ではなく、県内産の杉としているところに、金沢市が単独で補助金を交付する意義があるか、疑問がある。

当該補助金を交付する本来の目的は、個人等が行う造林や金沢市が事業として行っている市営分収造林の造林地における杉の利用促進にあった。ところが、当該造林地から伐採される杉の量が少なかったため、市内産の杉に限定せず、県内産の杉を対象にしたとの経緯があったことである。

また、当該補助金の交付期間については当初、特に期限は定められていなかったが、金沢市の行政評価により、上記事実に加え、年々補助金額が増大していることから、平成20年度でいったん終了を予定し、見直しをすることとなっている。

補助金額が増大しているということは、1件あたりの補助金額の大小の問題を除けば、木材の利用が促進されていることを意味しているものであるから、問題があることではない。当該補助金交付の問題は、金沢市が単独で補助する必要があるかどうかにある。

石川県からは、当該補助金とは別のアプローチで県内産の杉の促進利用のための補助金が交付されていることからしても、平成21年度以降の見直しの際には金沢市が交付する必要性を検討されたい。

農業振興はもはや国策であるといえるため、国が補助金を交付することは分かるが、金沢市が補助金を交付し、石川県が交付しないというのは、最終負担者である金沢市民の立場からは公平性に欠けるものといえる。石川県が上記理由をもって、補助金交付を取りやめたというのであれば、金沢市も取りやめなければ、金沢市民に対して納得のいく説明が出来ないものと思われる。

但し、今回の場合については、農協の事業計画策定後に、石川県に引き続き金沢市までも補助金交付を取りやめると、農協に多大な損害を与えるだけでなく、その損害が契約農家に波及することも考えられたため、金沢市としては当初の計画どおり交付せざるを得なかった、という事情もある。そもそも当該補助金に関する公益性については、疑いようもないため、交付することについては何ら問題はないといえるが、前記したように、県と市の補助金の負担関係については、再考の余地がある。

(5)貿易振興団体事業助成費

所 管	産業界	商業振興課	
補 助 的 目 的	貿易促進関連諸事業を実施することにより、本市における地場産業の輸出を振興し、かつ輸入および海外投資の促進、外国事情の普及を図り、本市経済の国際化に資する。		
概 要	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)の金沢貿易情報センターに対し運営費の一部を補助。		
交 付 先	日本貿易振興機構金沢貿易情報センター		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独		
根拠法令	予算措置		
算定方法等	定額		
金額(千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総事業費	189,249	201,392	201,392
補助対象経費	189,249	201,392	201,392
補助金額	1,350	1,350	1,350
国、県からの補助金額	石川県及び他の市町村から年間11,000千円余の補助金交付		
補助開始時期	昭和36年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①この補助金を市が交付することの必要性ならびに事業そのものの枠組みを見直すことが必要である。

ジェトロの実施する海外貿易等促進事業の効用については既に定評のあるところであり、本市においても海外との関わりを持つ企業の殆んどがジェトロの情報提供を享受している。それ故本市経済の国際化に貢献している事実をもって公益性を説明することは出来よう。

「補助事業実績報告書」に添付されている「収支決算書」は次のとおりである。

(単位：千円)

支 出	収 入
職員給与	金沢市補助金
30,758	1,350
管理運営費	石川県補助金
6,925	8,180
情報提供費等	他市町補助金
163,709	3,253
	自己負担
	188,609
合 計	合 計
201,392	201,392

こうした低率かつ定額の補助金について4・5年間の永きに亘り、その必要性に関して何故何の見直しも行われなかったのか。

本市経済の国際化にとって市が果たすべき役割は、この補助金を交付することで全うされるのであろうか。

この事業が開始された当初の意図は、余りにも時間が経ち過ぎて今では明快に説明出来る者さえいない。慣例的に制度が維持されているに過ぎない。従って定額でしか額を計算できない。

金沢市として、地元企業の国際化を支援することの必要性を否定するものではないが、この補助金に限って言えば、その必要性ならびに事業の枠組みを見直すべきである。

8. 上記の他、個別検討を行った補助金の一覧

所	管	名	称	金額(千円)
都市政策局	交通政策課	公共交通事業拡充対策費		9,769
		生活バス路線維持費補助金		13,106
	国際文化課	金沢国際交流財団補助金		57,779
		金沢芸術創造財団運営助成費		260,044
		金沢文化振興財団助成費		87,833
	スポーツ振興課	金沢市体育協会運営費補助		26,300
		医王山スポーツセンター管理運営費補助		32,159
	文化財保護課	文化財保存助成費		31,980
	歴史建造物整備課	伝統的建造物群保存地区保存対策事業費補助		44,191
産業局	商業振興課	近江町市場「市民の台所」活性化事業費		107,000
		活性化モデル商店街支援事業費		19,460
		中心市街地出店促進事業費補助		17,200
		雇用拡大関連企業立地助成金		63,080
		中心市街地業務機能集積促進費補助		62,700
	観光交流課	金沢コンベンションビューロー事業助成費		25,583
	工業振興課	新製品・デザイン開発促進費		21,270
		ISO認証取得助成費		20,930
	労働政策課	金沢勤労者プラザ管理運営費補助		27,209
	農林基盤整備課	活力ある農地再生支援事業費		68,170
		河北橋干拓地農家負担軽減対策費		20,309
市民局	市民参画課	町会連合会運営費補助		13,960
		コミュニティセンター建設費補助		51,700
		金沢ボランティア大学校費		25,770
福祉健康局	長寿福祉課	高齢者等生活自立住宅改修支援事業費		121,773
		老人クラブ活動費補助		19,676
		聴覚老人ホーム運営費補助		73,366
	保健衛生課	病院群輪番制事業費補助		8,241
	障害福祉課	障害者小規模作業所運営費補助		80,324
		精神障害者小規模作業所運営費補助		18,689
		精神障害者小規模通所授産施設補助		15,750
		精神障害者地域生活援助(グループホーム)費		19,112
環境局	リサイクル推進課	省資源対策推進事業補助金		500
都市整備局	再開発課	武蔵ヶ辻第四地区市街地再開発事業一般会計補助事業費		130,560

所	管	名	称	金額(千円)
		第三・四一区一般会計補助事業費		72,700
	区画整理課	都市再生推進事業費補助		212,835
	住宅政策課	まちなか住宅建築奨励金		130,480
		まちなか住宅団地整備促進費補助		23,268
		まちなか共同住宅建設費補助		77,000
		いい街金沢住まいづくり奨励金		52,880
	まちなか保存課	都市景観形成啓蒙事業費		1,150
	建築指導課	既存建築物耐震改修促進事業費		4,760
教育委員会	教育総務課	私立高等学校運営費補助		10,616
		学校給食会運営費補助		9,188
	学校職員課	国際交流財団英語普及事業補助金		48,525
	生涯学習課	子ども仲間づくり推進費		9,420
		米丸公民館移転事業費		89,500
消防局	消防総務課	婦人防火クラブ育成費		1,700

第8 まとめ

1. 補助金に係る問題点の整理

以上における個々の補助金の検討の結果、補助金に係る問題点は次のように整理できる。

(1) 公益上の必要性

個別に検討対象とした案件において、ほんの數例を除けばその補助事業の性質に関する蓋然的公益性は一応説明ができています。しかし、必要性については多くの場合において説明ができません。

この原因は、補助金の交付決定段階において「必要性」という概念が不十分であることによる。即ち「公益上の必要性」を判断する上で「公益性」が説明できればそれによつてする傾向にあるのが実態といえる。

個別の補助金を検討した結果、永きに亘って継続されている補助金にはこうした傾向が強い。それは市の財政が比較的豊かな時代にスタートした故、必要性のチェックが十分ではなかったためである。そうした時代には公益性さえ説明できれば補助金交付決定に異論を差し挟むことはなかったと推定される。そして一旦交付された補助金は前年踏襲で継続されてきた。気がついたら20年もの歳月が流れ、今更陸止できない状況になりかけている。毎年の交付申請時の事業説明も略決まり文句で記載され、前年からの継続案件であれば殆んどの場合において交付決定される。

近年の、財政の逼迫化を受けて、各所管課において金額的縮減(減額)の努力が行われているが根本的な見直しには至っていない。

こうした半ば既得権化した補助金が存在することになった原因は、

- ① 必要性を客観的に判断する機能が存在しない
- ② 終期が設定されていない

ことにあると考えられる。

ある程度継続すると、交付者においても交付を受ける補助事業者においても交付は当然のこととして理解されてしまう。毎年の事業計画においても補助金交付を前提とした予算が作成され、補助金が打ち切られるなどということは誰も考えない。今後も当然に交付されるであろうという中では自助努力という発想は生まれようがないのはむしろ当然である。

(2) 財政的支援の必要性と市が関与する必要性

前述の「公益上の必要性」における「必要性」の部分の一部を成すものであり、今回の監査においてもつとも疑問を感じた事項でもある。

或る公益性のある事業を実施しようとするために組織された団体が、その単一の事業のみを行うような場合には比較的理屈し易いが、規模の大きな団体が幾つもの事業の一環として行う補助対象事業などではこの財政的支援の必要性をどのレベルで考えるのが問題である。

その事業が実施されれば公益上は有用であると期待される事業を実施しようとする

時に、事業者の負担が大きくなり行政が財政的支援をすることにより収支が均衡するといった場合に事業者が他に収益財源を有して全体として余剰金が生じているとすればその事業者には財政的支援が必要といえるのであろうか。

補助金は個々の事業単位で財政的支援の必要性を考えれば良いとする考え方もある。その根拠の大きなものは、政策実現効果が期待できるという点である。住民の福祉の増進のためには当該補助事業を行うことが望ましく、しかも行政が全てを行うよりは少ないコストで済むとすれば政策実現効果が高いことになり補助金交付の大きな理由になる。

しかし、経済的富者が行政に補助金という形の支援を求めめることは抑制されるべきである。また同時に行政は民間に対して、社会貢献行動に積極的に参加することを求めるべきである。

その理由は、市民協働にある。市という限られた地域の中で住民の福祉の増進を実現しようとする場合に、行政が市民の税金を財源として実施すべき施策と市民が自らの手で行うべき行動とは分けて考えられなければならない。今日多くの企業や団体が組織の理念として社会貢献を掲げている。そうした社会貢献の意思を行動に移そうとするとき行政の政策意図は尊重されるべきであり手助けが必要ともなる。しかし、財政的支援は別問題である。

行政がなすべきことを一部コストの補助金という形で達成できれば安上がりではあるが、事の本質はその事業についての本来の義務者は誰であるかということである。地域に少額の奨励金を交付して行政がなすべきことと理解されている事業を代行してもらう場合、それは本当に行政がなすべきことなのかという疑問は常に持たなければならない。多くの場合、それらは本来市民が自ら行うべきことであると思われる。行政のなすべきは、それらが市民自ら行うべきことであることを啓発することであろう。

市民は行政サービスの対価として市税を負担している。しかしこれだけで行政サービスコストが負担しきれないとすれば市民の負担を増やすしかない。市民はどちらを選択するであろうか。

経済的に余裕のある団体等に補助金が交付されている原因は、

- ① 財政的支援の必要性が個々の補助金単位で判断されている
- ② 実績報告において徴される収支報告書が個々の補助事業のみの収支を抜粋したのようになっており、補助事業者の全体収支や財務内容が明らかにされていない点にある。

(3) 自立を促す努力が必要

金沢市はこれまで市民活動として根づかせるためにその活動基盤となる団体を創ってきた。そうした団体については多くの場合、市職員が事務局機能を果たし、事務局も担当課に置かれている。そうしてその状態が延々と続いている。補助金の額

定めたものであり、すべての補助金交付事務はこれに沿って執行される。しかし補助金の実質的意義や制度の運用に関わる規範は存在しなかった。

補助金には様々な種類のものがある。それらを同一の規範でまとめることは不可能であろう。先ず類型別に分類し、それぞれの類型固有の問題毎に解決策を考えなければならぬ。

2. 補助金交付システムの構築

以上の検討により明らかとなった問題を解決し、今後の在るべき補助金交付システムを構築するために必要な事項を類型別に整理する。

(1) 政策型補助金

この類型は、市の意思では改革を行うことは不可能で、市民の意見等を国等に伝える取り組みがなされるべきものである。ただ、現在どのような補助金があり、それらの財源が国からの補助金なのか市民の負担なのかといった点につき十分な情報開示を行うべきである。パブリックオピニオンを求めようにも補助金の一覧表すら作成・公表されていない現状では市民は全く把握のしようがなく、こうした状況は改善すべきである。

(2) 公益法人等運営費補助金

当該公益法人等の存在意義を検証する必要がある。ここで問題となるのは、市が設立・助成している財団法人等である。これらの存在意義についてはその必要性を検証する必要がある。何故財団法人でなければならぬかが、市が直接行うべき事業ではないか等の疑問をクリアすべきである。

そのためには第三者機関による評価を行うべきであり市役所内部においてこれを評価することは適当ではない。こうした団体には市のOBが職員として雇用されていることも多く、その是非も評価の対象となる。

このような団体には当初から自立が期待されておらず、永きに亘って補助金が継続されている。自立が無理である事業を政策として実施する必要があるとすればそれは市が直接行うべき事業である。一歩譲ってこうした財団等の存在意義を肯定するとしてもその数は限られるべきであり、再編等によって効率的運営を目指すべきである。

(3) 県関連補助金

県関連の補助金は数も多く、県主導で負担額が決められているものが多い。県という広域と市という地域との関係について今後の道州制の可能性をも念頭に置いた検討が必要である。受益者と受益の程度、市民税と県民税とのバランス等を考慮し、周辺の自治体をも含めた協議が求められる。

(4) その他の補助金

①補助事業者から、その全体収支および財務内容を明らかにする書類を徴すること

としては比較的小額のものが多くが市職員の人件費等も考えねばならない。

こうした団体が自立できないのは何故か。

その原因は、当初において終期が設定されていないからである。

終期がないため、何時までも自立するという目標が生まれてこない。当初の意図は、最初は市が経済的にも人的にも支援をし、将来的に市民の自発的活動に転じたということであつたはずである。それならば時間的目標である終期を設定すべきであつた。

地域住民の一人として市民活動に参加したいと考えている市民は多いと思われる。

こうした活動は市民からの提案を求め、市が自立のための支援を行うことが必要であると考えられる。

(4) 県関連補助金

金沢市は石川県の県都であり人口も三分の一強が偏在する関係上、県の施策に関連する補助金が多く存在する。県関連補助金はどちらかといえば県主導で運営されているとの印象を受ける。

こうした補助金について検討を要するのは、受益者は誰かという点である。金沢市民は同時に石川県民でもある。県はその広域性からの判断で金沢市に対して相応の負担を求め、ところが当初の趣旨はともかく、周辺市町村も同時に負担すべき内容を金沢市のみが負担しているものがあると思われる。これらは県に対し主張すべきである。

行政区分は道路の飛躍的発達により垣根が失われつつある。石川県の基幹産業となつている機械工業等の工場立地が金沢市に隣接する白山市や野々市町に移りつつある現状では金沢市の負担をどのように考えればよいのであろうか。

結局、現在の段階では広域に属する県の施策は県が実施し、その事業による受益の負担を関係市町村が負担金として支出するのが公平と思われる。

しかし将来的には県・市を合わせた全ての施策の振り分けが必要となろう。そのきっかけとなるのは現在議論が行われている道州制である。地方制度調査会の答申では9道州、11道州、13道州制が例示されているが、11道州、13道州制案においては何れも新潟県、富山県、石川県および福井県の4県が北陸という道州を形成することになることになっている。実現の可能性は定かではないが、もしそのような事態になるとすれば道州の政策的力点の置き方次第では市町村の自立が一層要求されることになろう。

(5) その他

個別の補助金の検討において記載した通りであるが、上記以外にも夫々の例において要綱や規則の整備が求められるもの、事業内容を見直すべきと考えられるものなどがある。

現在のところ金沢市には「金沢市補助金事務取扱規則」および「同施行規程」が補助金全体に係る規範として存在する。これらは補助金の交付事務に関する手続を